

公益社団法人日本パワーリフティング協会
理事会 御中

令和2年11月17日

公益社団法人日本パワーリフティング協会
倫理委員会 委員長

委員

委員

答 申 書

公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「JPA」という。）の正会員である■■■■氏（以下「■■■■」という。）の「役員・職員倫理規程」違反被疑事案について、倫理委員会は、倫理委員会規程第2条に基づき、以下のとおり答申する。

1. 処分内容

■■■■の正会員としての資格を6か月にわたり資格停止とすることが相当である。

2. 根拠規定

役員・職員倫理規程

第2条（適用範囲）

この規程における規律の対象となる者は、以下に定める者とする。

（1）定款第5条に規定する正会員、名誉会員及び賛助会員

第3条（遵守事項）

1 第2条に定める者は、以下の各事項を遵守しなければならない。

（12）本協会の役員、職員その他関係者に対する暴言、誹謗中傷又は名誉毀損を行ってはならない。

第6条（処分対象事由、処分対象者及び処分内容）

1 第3条1項に規定する遵守事項に違反したことをもって処分対象事由とする。

2 処分の内容は、次のとおりとする。

- (1) 除名
- (2) 解任
- (3) 資格停止
- (4) 文書による戒告
- (5) 口頭による注意

3. 処分対象となる違反行為及び処分の理由

■■■■は、令和2年6月28日、同月21日に行われたJPAの令和2年度定時社員総会の際に録音した「帰り道」と題する録音データを、JPAの正会員ら宛にメールで配信した。当該録音データには、別紙の反訳に記載されているとおりの内容が含まれている。この内容は、■■■■である■■■■に対する暴言、誹謗中傷又は名誉棄損を構成し、「役員・職員倫理規程」第3条第1項第12号に違反する。

4. 倫理委員会の開催

第1回倫理委員会

日時：令和2年8月6日（水）16時～16時45分

場所：オンライン

第2回倫理委員会（■■■■に対するヒアリング）

日時：令和2年9月7日（月）15時15分～15時45分

場所：オンライン

第3回倫理委員会（■■■■に対するヒアリング）

日時：令和2年11月12日（木）14時30分～15時30分

場所：■■■■
■■■■